

議案第 88 号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正について

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条中「割り振らない日をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該病院事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第6項及び第8項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。